

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

平成 2 8 年 第 2 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 2 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 8 月 2 9 日 (月)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 0 時 4 5 分

出 席 議 員 (9 名)

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	9 番	岡 田	勇
1 0 番	畑	武 志			

欠 席 議 員 (1 名)

8 番 小 西 啓

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
総務課地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	古田良明
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
国保診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
農村振興課主幹	和賀聡
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 藤井清隆 3番 村山一彦

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第39号 和束町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結につい

て

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和東町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 8 年第 2 回和東町議会臨時議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、また、日ごろは、和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場をかりましてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今回の臨時議会でございますが、今回提案させていただく議案でございますが、これにつきましては、工事の性格上、非常に限定された中で、一日も早く工事の完成をさせていかなきゃならないと、こういうことから、9月に定例議会を控えている中で、こうして臨時議会ということで非常にご無理を申し上げました。議員の皆様方にはそれぞれお忙しい立場でおられる中、こういう中での開催にさせていただきましたことを、まずをもっておわびを申し上げさせていただきたいと思っております。本当に申しわけございませんでした。

今後とも、これに懲りず、和東町の行政にご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。

今回提案させていただきました議案につきましても、いろいろそういった性格も急がなきゃならない事情というのは非常に工事の性格上あるわけでありまして、どうか原案どおりご承認いただきますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもご苦勞さんでございます。ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

小西 啓議員から欠席の届けが出ています。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、藤井清隆議員、3番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成28年度第2回、第3回、第4回の出納検査が行われましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

また、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第39号 和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第39号の提案理由を申し上げます。

平成28年8月19日入札に付した和東町庁舎耐震補強及び改修工事の請負契約金額が5,000万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案をさせていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、議案第39号のご説明を申し上げます。

議案第39号

和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結について

平成28年8月19日一般競争入札に付した、和東町庁舎耐震補強及び改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名 | 和東町庁舎耐震補強及び改修事業 |
| 2 | 工事名 | 和東町庁舎耐震補強及び改修工事 |
| 3 | 工事場所 | 京都府相楽郡和東町大字釜塚地内 |
| 4 | 契約金額 | 2億4,989万400円
(内消費税相当額1,851万400円) |
| 5 | 契約の相手方 | 藤原・山口特定建設工事共同企業体
代表者 藤原建設株式会社代表取締役 藤原正秀 |

- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 7 契約期間 議会の議決のあった日の翌日から平成29年3月30日
- 8 支出科目 和東町一般会計

(款)	2	総務費	(款)	8	消防費
(項)	1	総務管理費	(項)	1	消防費
(目)	1	一般管理費	(目)	5	災害対策費
(節)	15	工事請負費	(節)	15	工事請負費

平成28年8月29日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面に資料No.39ということで工事の概要を載せさせていただいております。事業名、工事名は先ほどのとおりでございます、工事番号第28-1号でございます。

工事場所につきましては、先ほど申し上げましたとおり、和東町大字釜塚地内庁舎ということになります。

5、工事の概要ですけれども、耐震補強工事一式、トイレ改修工事一式、2階、3階空調工事一式、照明LED化工事一式、エレベータ設置工事一式となっております。

次のページに図面をつけさせていただいております。

図面の1枚目でございますけれども、これは1階の平面図でございます。上欄が現況、下欄が改修後ということになっております。赤でマークしてあるのが耐震補強工事分でございます。

まず、1階の耐震補強につきましては、相談室の前にRC壁を新設するという事となっております。

それと、税住民課と福祉課の間に鉄骨ブレースを新設ということになっております。

それと、厚生室ですけれども、厚生室につきましては若干面積を狭めまして、それ

ぞれ両側に鉄骨ブレースをかますという耐震工事でございます。

それと、鋼板内臓の外づけR Cブレースですけれども、福祉課のスペースの外側でございます。それと、今、申しあげました厚生室の外側に設けるということになっております。

あと、倉庫等に耐震スリット等を設けると。

それと、商工会館ののぼり口の階段に鉄骨ではおづえをかますという耐震の内容ということになっております。

一般の改修につきましては、第1相談室の部分の外側にエレベータ棟を新設するということになっておるところでございます。

あと、トイレと照明と改修するということになっております。

図面の2枚目が2階でございます。

2階の耐震の工事につきましては、印刷室と物入れの間にR C壁を新設するということになっております。

それと、2階の書庫と商工会館の間に鉄骨ブレースを新設ということとなっております。

それと、商工会館の研修室等に耐震のスリットを設けるということとなっております。

外づけのR Cブレースは1階から2階までということになっております。

一般の改修につきましては、トイレの改修とLEDと空調ということになっております。

次のページが3階でございます。3階は特に大きな耐震の工事はございません。

福祉センターとの接合部分の屋根の部分を復旧するというだけでございます。

あと、一般の改修につきましては、エレベータ棟が今の湯沸かし室と書庫の部分に入ってくるということでございまして、この湯沸かし室につきましては、現在のトイレ部分のほうへ新たに移設するということになっております。

書庫につきましては、別途確保するという予定でございます。

次のページが屋上でございます。これにつきましては、給水塔がございませう塔屋等を撤去するという図面でございます。

次のページが3階部分でございまして、今までなかった天上の点検口をこの四角部分に新設するということでございます。

次のページ以降2枚にわたりまして立面図をつけさせていただいております。先ほど申し上げましたように、塔屋部分を一部撤去するという工事となっておりますというところでございます。

以上、概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、何点か質問させていただきたいと思っております。

冒頭にですね、町長が答弁されましたように、工事の性格上、一日も早く工事の態勢をしなければならないことがあるというふうなことをおっしゃいました。しかしながら、私は、この臨時会の開催がなぜきょう8月29日なのか、また臨時会を早急に開催させなけりゃならない正当な理由は何なのか、先ほどの話では私には理解できにくいところがございます。

おっしゃいましたように、定例会が9月13日に予定されております。これが今から約2週間後ということでございます。それまでにやはりスライドしてですね、定例会にかけるのが私は本筋じゃなかろうかと、このように思っておりますので、この点について非常に私も疑問を持って、不可解な疑念を持たざるを得ないと、このように思っておりますので、この辺のご答弁をお願いしたいと思っております。

この2週間ほど繰り上げて臨時会をしなければならぬもう一つの考え方はですね、

私は、工事期間が今から考えて約7カ月、日にちにして210日余りあるわけですが、この期間でこの工事が一応完全に終了するであろうというふうに考えます。というのは、入札においてそのように一応3月30日という日にちを切って入札に応じておられるからであります。それが15日間の前倒しによってこの210日の工事期間にどのような影響があるのか、この2点について見解をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

当初の計画では6月の委員会の段階で臨時議会をお願いしていたと思います。その関係で、できるだけ早い時期の発注を考えておりました。おくれました理由につきましては、建築確認等の申請の関係の日時の関係等の関係もございます。それと、確かに9月15日前後の契約でもっていけばいいという話にはなるとは思うんですけども、一日も早いというのは、材料の準備の関係等も含めると特殊なものも若干ございます。できるだけ早い時期に契約を結びまして、業者のほうに工事に着手していただきたいということもございます。その関係も含めまして、臨時議会ということで今日お願いした次第でございます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、建設事業課長からも答弁がございましたとおりでございます。議員の質問にもございましたように、工期は7カ月という形で設定をさせていただいておるところでございます。本契約を結ぶまで仮契約を結んでおるところでございます。

けれども、やはり本格的な工事を進めていくということになりましたら、一日も早く本契約に切りかえて事業を進捗していかなければならないということで、今回の臨時会をお願いしたというところでございますので、何とぞご理解のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

一日も早く、一日も早くということの繰り返しで今の答弁が終わっていたように思いますが、それはそれで一日も早くそれは終わっていただける、それは結構なことでございます。

しかしながら、今、現課のほうからおっしゃいましたように、6月の臨時会で副町長のほうから、7月の末もしくは8月上旬に臨時会の招集をお願いしたいというふうなことを私が聞いておりました。きょう和東町のホームページで入札のアップをさせていただきますましたら、7月26日に一般競争入札に関する図面及び特記仕様書についてということが出ておりました。今回の8月19日に入札をされたら。この時間経過については、これぐらいかかるんであらうと理解をしております。

しかしながら、4月から7月までの間のこの3カ月、4月、5月、6月、7月の4カ月間ですね、このときに4月の定例会において2億円の改修工事及び耐震工事が1億円という形で予算が計上されておるわけでございます。これは皆さん、この議場で審議をさせていただいたとおりでございます。そのときにはですね、やはり金額が上がっている以上、予備設計、それから金額に上がっておりますから積算、もしくは今、現課のほうから建築確認がおくれたというふうなご答弁がございましたけれども、これは一応三点セットとして、予算を計上するときにはほぼでき上がっておると。もしくは修正をする必要はあらうかと思っておりますけれども、それぐらいの大詰めのところまで図面はでき上がっておるんじゃないかと、このように私は素人ながら考えるわけ

なんですけれども、なぜ、この4カ月の間、このような形で7月26日まで一般競争入札にかけることができなかつたのか。これが1カ月でも早くこのことが時系列においてなされておればですね、予定どおり、当初におっしゃっていたように、7月の末、もしくは8月の上旬に臨時議会を招集して、今、町長等々おっしゃったように、一日も早く工事の着工が見込まれると、このようなスケジュールが4月組んでいけたはずなんですね。私はその辺が今回、一日も早く、一日も早くとおっしゃいますけれども、タイムスケジュールが非常にお粗末であつたのかなと、このように思うんですけれども、その辺についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、岡田議員さんのほうから、工期の関係等含めまして、なぜ、7月の末に入札の告示をそこまでずれ込んだのかということでご質問いただいております。

先ほど建設事業課長並びに総務課長のほうからも答弁ありましたけれども、まず、図面が27年度ででき上がっております。そこから今回の耐震並びにエレベータの増築という建築基準法に基づく構造計算のかなり複雑な関係が出てまいっております。それで、この工事を着工する前にまず建築確認、この図面ができ上がったやつをきっちと木津土木のほうで、技術者のほうで全てチェックをしてもらわんとあきません。これは構造計算も含めて全てです。

通常でしたら大体1カ月でおりの予定ですが、そういったことで、うちのコンサルのほうで、向こうの技術屋と連絡しまして、打ち合わせを何回か行っております。それが時系列的にいきますと、5月の初めにコンサルが木津土木に行って、でき上がった図面を持って、まず耐震のほうと特にエレベータの増築をかけていますので、そこら辺の構造計算のまず1点、かなりチェックをしていただいております。そして、足らん部分とかちょっと疑問点があつた分はそこである程度指摘してあると。だけど、す

ぐに見ていただいて、向こうも技術者ですけれども、わかるもんじゃございません。一旦引き受けてそこから要点だけを見て、ちょっと質問があったらまた後日呼び出されるといった感じになります。

通常でしたら、5月の初めに行っておりますので、ふつうでしたら1カ月、6月の初めごろには一定の許可がおりるといった計算をしておったんですけれども、木津土木のほうも4月ですので、いろんな建築物の申請がたくさんございました。そういった関係で、木津土木のほうから改めて電話が入ってきまして、このままだと確認申請をおろすのに3カ月ほど時間がかかりますよということで連絡を6月の初めにいただいております。そういったことで、いただいてすぐに木津土木のほうに担当者が行ってまいりまして、どうしたらいいのかということで、それでしたら民間のほうを紹介してあげましょうということで、民間のほうを数社紹介していただいて、それに基づいてコンサルのほうでうちの検査をしていただくところを探していただきました。それが6月17日ごろということで、1カ月ほど予定では建築確認がすっと受け取っていただいて検査していただいて、6月の中ごろには入札の告示ができると、それでも1カ月ほど余裕を見てたんですけれども、それは木津土木のほうの責任ではないんですけれども、その年、その年で建築確認いろんな申請が出てまいりますので、かなり木津土木のほうから検査が厳しかったということで、最終的にそこら辺の建築確認のずれが生まれて、最終的に検査がほぼ民間の建築確認さんに紹介していただいたところを探していただいて、あと、引き受けていただいたのが、7月の中ごろぐらいになってました。それで一定民間のほうから連絡くださいますので、これだったらいけますということでお答えいただきましたので、7月26日、入札の告示に入ったと、こういった中身でございます。

もっと早くそういった情報も入れて、建築確認の申請をもっと早く協議をしておいたらよかったん違うかなということもご指摘確かに受けるところでございますけれども、通常でしたら1カ月ぐらいで十分許可はおりますので、そこら辺の見込みも甘か

ったということも確かにございます。そういったことで、建築確認の関係の、馬場課長のほうから言ってましたように、そこら辺のずれが大きく影響しました。

それと、もう1点は、今回の入札につきましては、ご存じのように、一般競争入札を施行させていただいております。今回はエレベータ並びに耐震補強ということで、かなり技術的なものが必要になってまいります。それと、連続的に今、入札が終わってますけども、観光案内所の入札も同時に発注をしております。そういったことで、一定の金額以上は一定の技術者を必ず置かなければならないといったルールがございます。そういったことで、次に控えている入札もございますので、それとあと、コンサルと打ち合わせしたときに、今回の入札につきましては、点数的に900点以上の業者さんが必要だということも聞いておりましたので、そういったことも京都府さんと馬場課長のほうで、こういった入札が必要なのか、こういった入札ができるのか、また町内業者の育成も含めまして、町内業者の実績もつくっていききたいので、そういったジョイントの方式がとれないのかと、そういったことも含めまして、今回、町内と町外のジョイントは和束町は多分今回が初めてだと思います。そういった試みも含めましていろいろ相談していただきました。そういったことで、いろんな事務的なものも含めまして、予定どおりの想定していた期間内にできなかったということで、9月定例会、また委員会も控えておまして、大変際どい時期に臨時会を開かせていただいたということで、おわびを申し上げたいと思います。

ただ、2週間ほど本議会までございますので、馬場課長、また総務課長が言ってますように、できるだけ早く本契約を結ばせていただいて、業者のほうにゴーサインを出したいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

きょうのいきさつになった答弁をいただきました。しかしながら、スケジュールと

かルール、あるいはイレギュラーな面、こういったことはやはり当初から発注、それから本契約に至るまでは一つのことを起こすんですから、イレギュラー、そういったものは起こってくるであろうという前提のもとに物事は進めていかなければならない。特にこういった公共的な事業につきましては、なおさら早くして遅いというようなことはなりませんので、今、再々おっしゃっておりますように、一日も早くということは耳にするんですけども、そのことについては当初から私が申しあげましたように、不可解であると。

それからですね、もう1点お願いというんですかね、議運の委員長のほうから苦言を呈させていただきたい。

といいますのは、きょうの定例会のように、質疑が始まって、要するに、すぐに議案第39号の請負契約締結について中身の質疑に入るのが本来だと思っております。そして、その中で意義のある議論というものが双方でなされるべきものであろうと、このように考えておりますけれども、今回の策士はですね、フロント、その審議の入る入り口のところでこのような説明を求めなければならないということは私は非常に残念に思っております。

臨時会については町長サイドのほうで招集権があるわけでございます。だから、それに対しては何らどうのこうのということではございませんけれども、今、議会運営上として、今後ともこういうことのぎくしゃくした関係というんですかね、至らないようなスムーズな議会運営ができるように、議運の委員長として一言苦言を申しあげておきたいと、このように思っております。

それから、あともう1点ですね、契約期間の問題についてお伺いをしたいと思っております。

今回契約の期間を見させていただきますと、平成29年3月30日というふうなことで切っておられますね。やはり1年の会計年度は3月31日である。なぜ1日残して工事期間というものを定められたのか、この辺の解釈の仕方、あるいは思い、どう

いったものがあるのかというものをお伺いしたい。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまいただきました岡田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

一つは、私もおわびじゃないですけど、一日も早いという言葉で申し上げました。それを今も入れていただいてご質問いただいたわけであります。

私ども、この行政、まちづくりを執行していくというか、特に建設事業補助金を受けてやっていくときに、これはやっぱり補助金を受ける先が府なり国があります。これもそういった資金の相手と合わせて、その事業のタイミングというのがあります。その事業の性格上、タイミングを見て施策を入れてまいります。よって、繰り越し前提の施策もあったり、年度内完成でやらなきゃならないもんであったりする。和東町のこれは財政運営の綾というんですか、財政状況とも絡めていかなければならない。そして、和東町のまちづくりの事情も取り入れていかなきゃならない、こういういろんな多面にわたって判断をしていかなければならないということは一つご理解をいただきたいと思えます。

その中で、今回のこの事業であります、二つの要素があります。一つは、いわゆる耐震にどう耐えられるような工事をしていこうかと。時代の流れに合う事業として、これはこれとしての事業として受ける面があります。これは先ほど副町長の答弁にありましたように、27年度にそういったものをつくって、そして挙げてきているわけであります。

しかし、合わせて、その後、やはり住民の皆さんの利便をこの機会に図っていこうということで、改修工事が加わりました。こういうことになりますと、改修に合わせ

ては、先ほどありましたように、いわゆるこれはいろいろと手続をとっていかなきゃならない。当然、建物には構造計算もあるわけでありまして。一定の手続を踏んでいかなきゃならない。こうしたときに、一定の手続を踏んで、今、岡田議員が言われるようにやっていったらタイミングを失う場合があります。

私ども、国のほうへ申し上げてきたのは、年度完成を目指してやりますので、ぜひとも補助金をつけてくださいということによってきてますから、私は姿勢として、一日も早い完成として示す必要がある。当然、こうした国に対しての姿勢は、議員各位においても後押しをしてもらえるもんだと私は思っておりました。国に対しては一生懸命年度完成でやりますと。そして議会の承認もいただきますと、この姿勢がまずをもって私は大事だと思っておりましたから、今回この点で非常にいろいろと、先ほどのご質問で聞きましたら、ぎくしゃくという話、このぎくしゃくというのは、私は今回想定をなかなかしてなかった。いわゆる議会のほうは仲間だという感じがありました。国に対してやっていこうという姿勢のほうが多いと。そして、一つでも事業を入れていこう。そして、和束町のまちづくりなるものということで、外ばかり見ておりました。今回、ぎくしゃくしないように、議会も見定めていかなければならんなん反省は立ちましたですけども、そういう意味で、私の姿勢は外を向いていたということで一つは反省をいたしております。

それと、3月31日の工期にすれば、これはかっちり、私は人間何が自然天災、何が起こるかわかりませんが、変更はつきものと言うたら怒られますけども、あり得るものという想定をしていかなきゃならない。そういうときに事務的なとれる方向というのは残していかなきゃならないというのも、これも私どもの事務を進めていく上においての一つの考え方、知恵でもあります。だからといってこれで終わるかということやないけど、私はまずは国に年度内完成の姿勢を示しております。今回も定例議会は9月に控えておりますが、こうして一日も議員の皆さんにお世話になっている。臨時議会を開いてやっておりますと、この姿勢が欲しいわけです。だから、私も「一日

も早い」という言葉は、そういう形で入れて議事録に載せていただきました。これはあくまでも実績報告、今後の事業をスムーズに返していく姿勢を示していきたいと、こういうことでありました。どうか私ども和東町の事業を一つでも多く入れて、そして、和東町の住民福祉になるためにも、こういったひとつご理解を賜りたい。この姿勢を私、誤解できくしゃくするとなんですので、そういった姿勢を解かしていただきたいなど。そうしたためにも、議員の皆さんには冒頭から陳謝させていただきました。そういう意味で、ひとつ深いご理解を賜りまして、ひとつこの議案についての一層のご理解を賜りたいと、こういうことで私の答弁というんですか、いろいろありましたものについての指摘についてお答えをさせていただきたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、わかりました。

それからですね、先ほど当初に私がお願い申し上げましたけれども、当初予算のときには改修工事2億円、それから耐震工事1億円という2項目に分かれて予算を上げられておりましたけれども、今回の入札の契約金額については2億4,900万円一括で上げられておられます。別に書けとは言いませんけれども、どこかの案内の中に、耐震は大体幾らの入札金額であったのか、あるいは改修について幾らのものであったのか、やっぱり当初予算に二点セットで上げておられた以上は、答えも一つじゃなくて、でき得れば二つのセットでお願いしたい、このように思っております。

そして、もう1点、2億4,900万円、予算では3億円ほどになってましたけれども、これは全て補助金なしの過疎債という形で上げられて、金額を計画しておられるのか、この点についてだけご確認させていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、岡田議員のほうからご指摘いただきましたように、今回の契約金額につきましては、耐震工事と一般改修と合わせた形での一本の契約ということになっております。当然、契約につきましては、予算につきましては総務費と消防費に分かれておるといふことをごさいます、耐震と一般改修につきましては、それぞれで予算支出をするということになるわけをごさいます。本当に丁寧にこれの内訳を記載させていただければよかったということをごさいますけれども、現在、入札の振り分けを今やっておるといふところをごさいます、契約支出負担行為が完了いたしましたら、また議会のほうへお示しさせていただきたいということで、よろしくお願ひ申し上げます。

財源の関係につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

耐震工事と改修工事に分かれておりました、耐震につきましては、国庫補助金の社会資本整備総合交付金という補助金が当たっております。補助率3分の1です。その裏財源としまして、公共事業等債という事業債を充てさせていただいております。また、改修につきましては、これは一般単独事業債です。過疎対策事業債につきましては、今回は充当させていただいておりません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先ほどですね、岡田議員のほうからいろいろご指摘があったことを聞いておりました、いわゆる町長が冒頭に陳謝したと言われましたけどもね、そもそも初め何の説明もない中で、一日も早くやりたいから、今回慌ててやらせていただきましたので、謝りますというのではですね、何を謝ってはるのかというのがよくわからなかったわけですよ。ですから、やっぱり先ほど奥田副町長が言われたような、いわゆる経過というものがもう少し事前にでもちゃんと説明をいただいて、初めにそういうことであればね、そういうことで謝ってはるのかというのがわかりますけども、何か自分の思っただけで謝ってはるような状況があったので、大変そういう点では違和感を感じたんですけども、それで、関連してちょっとだけ確認だけしておきたいんですけどね、先ほどの副町長の説明では、今回入札がおくれてきたのは、京都府の検査の体制というものが間に合わなくて、こちらが想定したよりもおくれたという言い方をされてましたよね。それでちょっと確認したいんですけども、要は、そういったことというのは、ある意味、4月の話をされてましたけども、年度初めでいろいろ京都府も大変だと。いろんな確認があっちこっちから来て、それで忙しいんだと。だから、そういうこともあり得るんだという話もされていたと思うんですけども、これは京都府に聞くことかもしれないけども、町としてそれは京都府の土木の建築確認や検査体制が要は不備があるということなのか、要は弱いというかね、ちゃんとそういう自治体からのそういったものに比べられないような体制になっておられるというふうなことで認識されているのかというのが1点、町の見解としてお聞きしておきたいのと、それと、間に合わないから、民間のほうを紹介させてもらいますということで、民間のほうにお世話になったということなんですけども、それはいわゆる民間だからどうだということではないですけどね、ただ、やはり当初、行政、公のところでしたらそういう作業をしていただくということで進められてきたということですから、その辺、民間との関係でそういった意味での差異というのは生まれないのかどうかですね、その辺は答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど岡本議員がご指摘いただきました。挨拶冒頭で私のおわびの言葉と、非常にその辺のご指摘を聞かせていただきましたように、本当にそうだったなという思いを私もさせていただきました。

これはなぜかといいますと、私ども臨時議会をしていくときに、これは慣例になっておりますが、私ではなしに、やはり議会ともご相談申し上げる。議会では定例で議長にも非常にご苦勞をおかけして、やはり厳しい中で私どもは非常に強く主張してきたと。そして、議会でも一応受けていただいた。この執行権は私にありますが、慣例で非常に申しわけない形を強引にさせていただいたと、これが非常に印象が強く、議会に迷惑かけたなという思いがあったものですから、私は議員さん方に非常にお忙しい中での、定例会の議会の近い中での開催ということで、一言おわびを申し上げさせていただきます。

それと、後でまた副町長のほうから答弁があると思いますが、私が先ほど議場の中でというのは、私がお挨拶させていただいた中でもですね、工事の性格というふうに申し上げました。この性格には3点があります。一つは、今回の耐震と改修をいつにする、もう一つは、これは工事の財源が異なる財源であります。もう一つは、認可を受けてやらなきゃならないと。この三つを絡めていかなきゃならない。その中の一つの中で、今、岡本議員が私の中かから、また副町長の答弁の中からお指摘いただいた中では、いわゆる手続の問題、府との手続、これは府でできないのかという点ですが、府でできないのじゃなしに、府には技術者という数からすれば、やはり時間がかかりますよというのは、先ほどの副町長の答弁でした。その副町長のありましたように、府でやっていただく期間を待っておれば、私ども国との補助金との調整をしておりますので、ある意味では事業内完成いたしますというときに、伸び伸びし

ていると、先ほどの岡田議員のご質問があったように、ゆっくりしておれば、やっぱり姿勢として頑張っていくと、こういうことが非常に次の事業にも影響になってまいります。

今回はそういう意味で臨時議会もお願いしたのもそうなんですけども、そういう意味で、3カ月もかかってやっていただくのも大変だと。それでも構いませんかという話なんですけども、それだったら急ぐことになれば民間のほうもありますよと、こういう中で進めてきたものだとご理解いただきたいと思います。

これは私どもの急ぐ、先ほど一日でもこの年度内完成とは、なかなかこれを言っても、これはもう自然のことですので、また議会に何をお世話になるやわからへん。町長は年度内完成言うたやないかということになっても困りますので、ここはちょっと水抜きもつくりますが、それを目指して今、頑張っております。それを目指して国に補助事業もお願いしてきておりますので、そういう一環での、いわゆる府であると3カ月ほどかかるけども、民間であったら技術者もそろっておられると、こういうことが早くなるんじゃないかと、こういう判断でありますので、その点、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

足りないところは副町長のほうから答弁をさせますので、お願いします。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今、町長のほうから申されたとおりなんです。これは申請する側の都合ですので、あくまでも土木事務所さんは3カ月かかりますよと言われただけで、それが技術的にどうやこうやいう、うちの立場でございません。それまで待っていたらそれで済むことですので。ただ、うちは一定の期間で入札をしたいという意向がございましたので、それでしたら民間のほうにご紹介しましょうかということで紹介していただいたとい

うことですので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私が言いたかったのはね、要は、当初、町としては1カ月でできるというふうに思ってたのが3カ月かかるというように言われたのは、それは府のほうの体制に問題があるんじゃないんですかというね、そういうつもりでお願いしているのに、その3倍もかかるということでは、それはやはり自治体のほうのあれに応えられないわけですから、京都府自信が、それはやはり京都府の側に何らかそういう職員体制であるとか、そういったものに対して弱いところがあるんじゃないかというようにお考えだったら、京都府にもやはりちゃんとそれはしていただきたいというふうな要望もすべきだし、たびたびそういうことが起こってしまったら、自治体として安心して工事もできないわけですから、という意味で、どういうふうにお考えなのかということをお聞きしたわけです。

もう1点だけお聞きしておきたいのは、工期についてなんですけどね、先ほど来年の3月30日までにしたと。それは一応どんな事態があるかもわからないから、そういう意味での知恵というものを働かせてそうしているんだと言われましたけどもね、ただやはりあくまで、それは不測の事態というか、本当にどうしようもないような事態が起こった場合の措置であって、やはり今度の工事というのは、あくまで来年の3月30日までに終了するんだということで契約を結ばれるというのは当たり前だと思うんですね。先ほどから話を聞いていると、国に対しては、とにかく早くやりますということを示したいがためにそうしてますと。だけど実際はもっと延びますよみたいな、そういう雰囲気がちよっと感じられるんですよ。そうじゃなくて、それはあくまで本当にどうしようもない事態が起こった場合に対応するためのものであると。工事そのものは3月30日までに済ませるようにちゃんとするんだというのは当然だと

思うんですね。それはそのように考えてよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

岡本議員の今のご質問でございますが、工期につきましては、現在の段階では2月末に完成を見ております。3月につきましては、書類整理等を残すのみということでございます。

ただ、3月30日の工期にさせていただきましたのは、あくまでも議会案件でございます。議会の会期中にもし変更があった場合は、ここで変更をまたしていただかなければならないということがございます。その関係を持ちまして、3月の期間を見ております。

今現在の段階では、2月末をもって全ての工事がほぼ完了すると。その後、片づけ及び事務整理が約1カ月間余裕を見ているということでございます。ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、言われたように、2月末に工事が終わるんだというふうに今、言われましたわね。だから、そういう点では、そういうつもりでやっていたというふうにごこの場で公式に答弁いただいたということで確認をしておきたいというふうに思います。ですから、安易に何かありましたから、年度を超えて工事が延びましたということはほぼあり得ないということでこの場で確認をさせていただきたいというふうに思います。

それで、中身の話をさせていただきたいんですけども、今回、耐震補強工事の関係

ですけれども、いろいろと措置をされてやるんだということですが、今回の耐震工事をすることによって、大体どの程度の地震に耐えられるというふうに改善されるのか。今は、例えばどういう地震にまで耐えられるけども、これをするによってどこまで耐えられると、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

庁舎の耐震でございますけれども、平成22年に耐震診断をさせていただいたところがございます。その中で、耐震の診断値、いわゆるI s値が一定の基準を満たしていないということで今回の耐震の改修ということになったわけがございます。

いわゆる建築物の耐震改修の促進に関する法律によりまして、I s値6というのが一つの基準ということになるわけございまして、I s値6以上につきましては震度6強から7程度の規模の大地震発生時に安全であると考えられておるものでございますけど、ただし、庁舎につきましては、いわゆる災害対策本部、防災行政無線を設置しておるところございまして、一定このI s値の0.6の水準を1.25倍してI s値7.5を確保すべく今回の耐震の補強工事をするということとなったわけでございます。

この1.25倍の基準、I s値7.5以上を確保するというのは、大地震振動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用することを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる、こういったものが目標ということになっておりまして、本庁舎につきましても、この1.25倍の基準で耐震補強させていただくということとなっておりますわけでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる本来の1.25倍の関係で今回工事していただくということなんですけども、そこでですね、この4月に熊本地震がありまして、やはりこれまでの想定ですね、そういったものと考えても考えられなかったようなことが起こったと。その中で、いわゆる震度7という地震が短期間の間に2回起こったわけですね。それで、いわゆる熊本に何が起こったかという、公共施設ですね、役場もそうでしょうけども、避難所となるような学校とかそういったところが耐震工事はしていたんだけど、2回そういう震度7の地震が来たこともあって、避難所として使えなくなったというのが起こって、それも含めて、いわゆる屋外避難とか車中避難というのが広がったということがあったと思うんです。

そういう意味で、この4月のそういった熊本地震の状況も受けて今回の工事もあるわけですから、先ほど一般的な基準よりも高く見積もっているという話は聞かせていただきましたけども、そういった想定というのはどうお考えでしょうか。

それと、ごめんなさい、事務的な関係で話がもとに戻りますけども、先ほど岡田議員の質問の中ではあったんですが、答弁としてはなかったような気がしたんでもう一回確認したいんですけども、工事概要の五つの工事がありますよね、一式一式いうことで。いろいろ財源の違いというのはわかるんですけども、いろいろ言われましたけども、これは一つ一つ幾らなのかですね。2億何がしの内訳の中の五つの工事があるわけですけども、内訳がどうなのかということを報告していただきたいというふうに思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

ただいま岡本議員からご質問がありました熊本地震を踏まえての耐震の対応ということでございます。

当然、先ほども申しあげましたように、この設計につきましては平成27年度中に実施をしたというところございまして、今回の熊本地震を踏まえた形でのその影響を勘案した形での設計ということにはなっておらないというわけでございます。

当然、先ほど申しあげましたように、I s 値6では震度6強から7に耐えるものということで、国のほうも一定の基準を出しておるというところございまして、その1.25倍をしておるというところでございますので、一定、庁舎の機能を保持できるものと考えておるところでございます。

現在、南海トラフ地震で想定される震度につきまして、和束町につきましては、震度6弱、震度6強という形になっておるというところでございます。ただ、想定でございまして、今回の熊本地震のように、本震、余震で震度7以上が発生したという予期せぬことの発生も考えられるわけでございますけれども、現在とり得る最善の策をとったというところでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

それと、もう1点、工事費の内訳でございます。直接工事費で申し上げます。

耐震補強につきましては約7,500万円、トイレの改修につきましては約3,000万円、2階・3階の空調工事につきましては約3,800万円、照明のLED化につきましては約2,100万円、エレベータ設置工事につきましては約4,200万円と、これはあくまでも直接工事費ということとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる平成27年度中に設計を行われたということなので、4月の翌年度の起こ

った熊本地震のことは想定されてないというのはですね、ちょっとやはり新しいそういったもの自体に対して対応できてないんじゃないかという不安はあると思うんですね。その辺、もちろん27年度にそういう設計を行ったからということがありますが、いわゆる28年度になってから一定期間もあったわけですね、いろんな意味でずれ込んで、そういう意味では、そういった見直しというものの当然やはり4月の地震もあったわけですから、できたんじゃないかと思うんですけども、その辺、それはもう不可能だったのかどうかですね、見直しというものが、そこをちょっと見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

それと、トイレの改修の関係なんですけども、一応、バリアフリーの関係で行われるということで前から聞いているんですけども、機能的な部分で、どうせやるのであればやはり充実させていただきたいという、そういったご意見もあったと思うんですが、その辺、具体的にどのような改修内容というのを予定されているのか、その辺、説明をいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

まず、第1点目の熊本地震を踏まえた形の設計の変更の件でございますけれども、当然、その設計業務の委託につきましては、平成27年度中に完了しておるところでございます、平成28年度に入って設計の見直しを行うということになりましたら、改めてまたその設計の業務委託を行って、当然、予算化も必要ということとなるわけでございます。そういったことで、先ほど答弁させていただいたとおり、平成27年度中の設計で施行させていただくということでございます。

ご理解をよろしく申し上げます。

トイレにつきましては、1階から3階までの全てのトイレの機器を更新するという

予定をしておるわけでございます。その中で、いわゆる全て洋式化という形で設計をしておるといところでございます。当然、シャワー付きのトイレという形で考えておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

熊本地震もいわゆる起こるといふふうに想定されて27年度されたわけじゃありませんから、もちろんそれは急な出来事というか、地震であったことはわかるんですけども、ただやはり防災計画の中でも、南海トラフのことを今、言われましたけどね、いわゆる震度7を想定している地震で三つありましたよね、防災計画の中で。ですから、そういう点では、やはり震度7以上の地震が和東でも起こり得るといことは、やはりみずからの防災計画でも想定しているわけですから、そういう意味では、できるだけ最新の設計をしていかないと、結局、もしあったときに不測の事態になるということも考えられますから、そこは想定よりも一定高い基準でしていただいているという面もありますけども、そこはぜひ頭にしっかりと入れていただく必要があるといふふうに思います。

それと、あと、照明の関係なんですけどね、今回、全てLEDに、全てなのかどうかというのがありますが、切りかえるという話ですけども、それによっていわゆる電球自身の長寿命化ということが図られるということだと思っておりますけども、その辺に関連して一定の光熱費に対する経費部分への影響というものをどのようにお考えになっているか、その辺ちょっとお聞きしておきたいといふふうに思うのと、それから、あと、エレベーターの関係なんですけども、これは前に委員会でもこの話が出たときにお話をしたかもしれないんですが、いわゆる福祉センターとの接続というか、特に2階の部分ですね、そこで福祉センターに2階に行くということもこれからもちろ

ん考えられてくると思うんですけども、今はいわゆる福祉センターは二足制なんでね、役場はずっとそのままいけますけども、福祉センターは履きかえないといけないと。それから、あと段差があるということもあって、今回のエレベータをつけるということに関連して、その辺のバリアフリー化であるとか対応というのはどのようにお考えかという話をそのとき聞いたと思うんですが、実際こういう工事に入るということがありますので、その辺、実際どうなるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

まず、1点目の照明のLED化でどれぐらいの省エネ効果があるかということでございますけれども、実際のところ、その効果を数値的に今あらわす資料を持ち合わせておられないというところでございます。今回のこの設計の改修内容を踏まえまして関西電力さんと一定また今後調整させていただきまして、また電気の契約の変更等を考えてまいりたいというような計画を持っておるというところでございます。そこら辺、きちっと具体的に固まってまいりましたら、また議会のほうへご報告させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、エレベータの設置に伴う福祉センターとの接合の部分でございます。

これも、ご質問にありましたように、委員会でご質問がございましたとおり、エレベータで2階まで上がっていただいて、2階から福祉センターへ渡っていただく部分に段差があるということでございます。これの段差の解消につきましては、今回の設計には入っておらないというわけでございます。これにつきましては、やはりバリアフリー化を進めていく上で必要であろうかと思っておりますので、また別途検討させていただきたいというように思っておるところでございます。

二足制の問題につきましては、社会福祉センターを管理しているのが福祉課という

こととなるわけでございます。福祉課とも調整させていただきまして、また今後、より利用しやすい社会福祉センターを検討してまいりたいというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

まず、一番最初にですね、町長が弁解がましいようなことをされましたけど、決して行政側は、別に私は味方はしているんじゃないですけども、京都府、国のシステムということはある程度、我々も勉強させてもらってますから、だから町長がおっしゃったんだと思うんですけども、岡田議員も岡本議員も質問されるのは当たり前で、慎重に審議しないとイケないということなので、これは理解してもらわないかん。

ただ、我々がなぜという思いを持ったのは、副町長が6月の入札して、7月に臨時議会を開いてほしいということを当初におっしゃいましたね。だから、それでなぜやということをお互い二人も思ったんです、何かあったんかということで。決してその中身をはっきり説明をされたら私はいいんです、堂々と。自分が勝手に策を凝らしてしたわけでも何でもないんです。

ただ、京都府なり、それから国の補助制度というのは今まであります。かつて私もいろんなことを言っているんですけども、事業についてはですね、いつも9月以降に補助金が出て、それから工事にかかって3月31日までしまうと。実際、もっとかかるやつについても、いつもそういう仕組みといいますか、京都府も悪い仕組みなんですけども、前倒しということは一遍もないです。ほとんど3月31日締め切りという、こういう制度があるんです。これを正せというたら、国も根幹を正さないかんから非常に難しいけども、努力はしてほしいということです。

だけど、一番当初に言いましたように、なぜ6月のときに入札があって7月になっ

た。1カ月もありますね、これね。その理由は、はっきり説明をしたったら私は堂々としたらいいんです。

ただ、私が言いたいのは、計画というのは去年からもう既に計画しておるんです。建設確認であろうと何であろうと設計の問題であろうと、だからね4月からスタートしたわけでも何でもありませんよ。去年からもう既にここの耐震をやらないかんという事は、事務的スピードが遅い。それと、理解が少ない。これは行政も反省しなくてはいいかん、絶対に。今後このようなことがないようにしてほしい。

だから、もう一つは、内部事情の事務的なこと、設計の問題であろうがそういう問題もあったでしょう。

もう一つ、私が聞き及んでいるのは、ことしから一般競争指名入札ということで聞いておるんです。今までやったら指名競争です。一般競争というと、いろいろほかの他町村とか、そういうところで京都府もやっとなるんですけども、ましてことしは電子入札というのを和東町がしたということなんですね。それにも業者との問題もあるし、急にしますよというわけにいかん。業者をやっぱりこうしますよ、ああしますよということで、今までやったら紙に書いてですね、入札と書いて出したんですけど、それがことしからはやらなくなった。これは業界もですね、非常に混乱を招きました。その基本は何なのか。

例えば、この入札はどんな入札方法なのか。一般競争入札でも誰からなしに指名を呼ぶというわけにいかない。ましてや、京都府の点数制度というのがあって、これは議員の諸君も知っている人もいれば、わからない人もいるんですけども、業者の中で点数を京都府に出すんですね、自分の実績報告を。そこで京都府の1、2、3、4、5というのを決めていただいて、その中で土木は何点が1組、何点が2組という、こういう制度なんです、ずっと。今回、和東町は新しい改革をしようとして、その点数が業者から送ってくるのが4月ぐらいになるんです。その間、後の3カ月間で点数とその業者に見合う入札にどうなのかということ区分けせないかん。誰からなしに誰

でもが参加できるもんじゃない。

それと、もう一つは、和束町の業者の中で建築をするのに京都府のAクラスはいない。細かいことを言うたら非常に問題になるんですけどね、私はわかっていますから、調べてもらったら皆わかりますけども、例えば京都府のAがない。なかったらどういう方式でするんや。方式しようと思ったら、結局、京都府いなかったら京都府のAをどこかから呼んでくると言うたらおかしいですけど、そういう一般競争ささないかん。そういうこともちょっとこじれてたということも聞いておるんですけども、いずれにせよ、問題があったことは確かですけども、それをスムーズにやるのが、いち早く住民の皆さんに迷惑かけない。決して故意に行政がしたわけでも何でもないと私は信じてますけども、その辺がどうも二人は遅い理由は何なのかということですのでね、質問は最後になりますけども、町長、やっぱりこういうことはこれからもあると思います。だから、スムーズに我々にいち早く情報を提供して、そして住民の方に迷惑をかけないような施行、入札をやってほしい。また、業者もいち早く一生懸命仕事をやってほしい。施工してほしい。

ただ、6月入札して、工期が同じ3月31日だったらだめやけども、その時点だったら、ひょっとしたら1月末であったかもわからない。ぎりぎりの3月31日というぐあいには理解をしておりますけども、疑問を持たれないような入札方法を私はやってほしいと思います。

そういうことで、町長、よろしくをお願いします。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、岡田議員さんからご指摘いただいたとおりだと思っております。

その中にご質問があった電子入札の関係でちょっと説明させていただきたいと思っております。

電子入札につきましては、昨年から取り入れておりました、全てではなく、参加できる業者さんだけ文書で通知して、紙ベースでも従来どおりでも結構ですよということでやらせていただいております。これにつきましては、今、ネット情報でどこの業者さんもインターネットを利用してやっておられますので、京都府の電子入札の関係の機械を使っただいただいております。これにつきましては、業者さんもメリットがございまして、今まででしたら、紙ベースでしたら、一々役場にとりに来ていただいたり、また紙ベースで書類とか図面とか全部うちで買うていただいたりしなければならぬんですけれども、電子入札になりましたら、全てネット上に出てますので、それで確認していただけると。家で十分そういった入札事務をやっていただけるといったことで、昨年から切りかえさせていただいております。

それと、あと、一般競争入札につきましては、先ほど岡田議員さんから言われましたように、ことしから一応導入を試験的に入れさせていただいております。これにつきましては、従来、和東町の業者さんは50社から55社、過去はおられました。今、18社に減っております。これは和東町だけと違って、近隣町村もかなり業者さんが減っているといった状況でございます。

そういった中で、指名競争入札にした場合は、うちの財務規則で、最低5社以上は呼んできなさいという縛りのルールを設けておりますので、京都府のランクを参考に指名競争入札のときは指名かけているわけですけれども、京都府は5ランクとっておられます。そしたら、5人以上でしたら25社は最低、全ての組が必要だという勘定になりますので、今、18社ということで、一部の組では業者数が少ないような業者が出てきております。そういったことで、なかなか入札執行に、指名競争入札に支障を来しているというのが従来3、4年前からそういったことが起こっております。そういったことも含めまして、一般競争入札というのは地方自治法で施行令で定められております一番透明性の高い入札と言われておりますので、ことし1年間やってみまして、いろんな問題点が出ましたら、そこら辺はまた調整しまして、できるだけ一般競

争入札に振っていききたいと、このように考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第39号 和束町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第39号 和束町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時議会におきまして、原案どおりご承認をいただき、まずをもってお礼を申し上げます。

この臨時議会を通じて工事の進め方、また、いろいろと事業のあり方、計画のあり方、こうした点、るるご指摘をいただきました。こうしたことのご意見を今後も我々行政事務に取り入れながら、今後も慎重に当たってまいりたいと思います。

今後とも議員各位の一層のご指導、ご協力をお願いしまして、御礼のご挨拶とさせ

ていただきます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これもちまして、平成28年和束町議会第2回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでございました。

午前10時45分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 10 月 28 日

和東町議会議長 畑 武志

署名者

和東町議会議員 藤井 清隆

〃

和東町議会議員 村山 一彦